

(避難者に対する責任)

第7条 乙は、甲からの要請に基づき、乙の駐車場を甲に対し開放することにより地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲による協力要請前の災害によらない駐車場の損壊等、乙の責に帰すべき事由による事故等についてはこの限りではない。

(原状回復)

第8条 甲は、第5条に定める協力期間満了後、乙から提供を受けていた駐車場及び設備を第3条第1項に定める協力要請時の原状に回復しなければならない。

(費用負担)

第9条 この協定に基づき、施設の利用に要した費用は、甲の負担とする。  
2 前項の規定による費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(避難場所の閉鎖)

第10条 甲は、乙の施にを開設した避難場所を終了させる場合は、乙に自家用車使用者避難場所閉鎖報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、災害時等に支障が生じないように、甲乙双方の連絡責任者を連絡責任者届(様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更のあった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から協定の終了又は変更の申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定書に疑義が生じた場合、又は本協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2年 6月22日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1  
川島町  
川島町長 飯 島 和 夫

乙 埼玉県東松山市大字岩殿554  
公益財団法人 埼玉県公園緑地協会  
埼玉県こども動物自然公園管理事務所  
所 長 関 口 恵 介

年 月 日

様

川島町長

自家用車使用者避難場所開設要請書

災害時における施設等の使用に関する協定第3条に基づき、下記のとおり避難場所の開設に当たり協力を要請します。

記

1 開設日時	月 日 ( ) 時 分
2 施設名称	埼玉県こども動物自然公園駐車場
3 所在地	東松山市大字岩殿地内
4 その他	

年 月 日

様

川島町長

自家用車使用者避難場所閉鎖報告書

災害時における施設等の使用に関する協定第10条に基づき、下記のとおり避難場所を閉鎖しましたので報告します。

記

1 閉鎖日時	月 日 ( ) 時 分
2 施設名称	埼玉県こども動物自然公園駐車場
3 所在地	東松山市大字岩殿地内
4 その他	

年 月 日

様

川島町長

連絡責任者届

災害時における施設等の使用に関する協定第11条に基づき、下記のとおり連絡責任者を報告します。

記

【川島町】

1 連絡責任者（開庁時間内連絡先）

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び閉庁日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 開庁時間及び閉庁日

開庁時間	
閉 庁 日	

年 月 日

川島町長 宛

埼玉県こども動物自然公園管理事務所  
所 長

連絡責任者届

災害時における施設等の使用に関する協定第11条に基づき、下記のとおり連絡責任者を報告します。

記

【こども動物自然公園】

1 連絡責任者 (営業時間内連絡先)

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 連絡責任者 (営業時間外連絡先)

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 営業時間及び定休日

営業時間	
定 休 日	

## 2-50 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び山村学園短期大学（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	山村学園短期大学
所在地	埼玉県比企郡鳩山町石坂604
使用範囲	駐車場
収容人数	駐車場 約50台
避難時の入口	特になし

2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 2年 7月30日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1  
川島町  
川島町長 飯島和夫

乙 埼玉県比企郡鳩山町石坂604  
学校法人山村学園  
山村学園短期大学  
学長 野口一夫

## 2-51 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び埼玉県立松山女子高等学校（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

### （水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

### （水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	埼玉県立松山女子高等学校
所在地	埼玉県東松山市和泉町2番22号
使用範囲	体育館
収容人数	床面積：1,701㎡
避難時の入口	入り口等の鍵借用あり

2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

### （鍵の貸与）

第4条 乙は、災害発生時に備え、甲に鍵を貸与し、甲は貸与された鍵を慎重に保管するものとする。

2 甲は、前項により貸与を受けた鍵の保管責任者を文書（様式3号）で乙に報告するものとする。なお、保管責任者に変更があった場合は、速やかに文書（様式3号）で報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 水害避難者受入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

(損傷等の費用負担)

第6条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 2年 8月 5日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1  
川島町  
川島町長 飯 島 和 夫

乙 埼玉県東松山市和泉町2番22号  
埼玉県立松山女子高等学校  
校 長 関 俊 秀

## 2-52 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び学校法人大東文化学園（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の使用許可を要請したとき、乙は水害避難者を乙の所有する緑山キャンパス施設内の体育館および駐車場への受け入れを許可する。

なお、電話連絡は、大東文化大学東松山管理課または同東松山校舎正門警備室とする。

2 避難者の受け入れについては、甲と乙で、情報を共有し、調整のうえ受け入れを行うものとする。

3 水害避難者の受け入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。

4 甲は、水害避難者を避難させた場合には、その状況を乙に報告するものとする。

5 甲は、第2項の規定により水害避難者の受け入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、速やかに水害避難者の退去を行うものとする。

6 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	大東文化大学緑山キャンパス
所在地	埼玉県東松山市旗立台3番1
鍵の受け渡し	大東文化大学東松山校舎正門警備室
使用範囲	体育館、駐車場（別紙「配置図」参照）
避難時の入口	車両進入口（別紙「配置図」参照）

※但し、甲は乙が指定した場所以外使用できないものとする。

2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用範囲に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受け入れに伴い、水害避難施設の運営管理、使用後の清掃および撤去にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。